四五　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一一　四
四六　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一一　四
四七　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一一　四
四八　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一九　五
四九　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　一九　五
五〇　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一九　五
五一　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二四　二
一〇　○消防庁　消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件　二　142　一
一一　消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件　二　142　一
二三八　○法務省　戸籍が滅失した件　一　六
二三九　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　六
二四〇　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一　六
二四一　日本国に帰化を許可する件　三　二
二四二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　四　三
二四三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　四　三
二四四―二四六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　四　三
二四七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　五　四
二四八　除籍が滅失した件　八　三
二四九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　九　三
二五〇　日本国に帰化を許可する件　九　三
二五一　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一〇　三
二五二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一二　五
二五三　日本国に帰化を許可する件　一六　二
二五四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一七　一
二五五　原戸籍の一部が滅失した件　一八　一
二五六―二五九　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一八　一
二六〇　除籍が滅失した件　一二　二
二六一　日本国に帰化を許可する件　一二　二
二六二　〃　原戸籍の一部が滅失した件　二二　二
二六三　日本国に帰化を許可する件　二五　二
二六四　日本国に帰化を許可する件　二五　二
二六五　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二九　一
二六六―二六七　○外務省　気象レーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　三
二三五　タザラ交差点改善計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　一
二三六　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件　二　一
二三七　円借款の供与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　一
二三八　円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三　一
二三九　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及　三　一